

葛ヶ丘区自主防災会活動要領書

1 目的

1.1 この要領書は葛ヶ丘区自主防災会の活動を円滑にするための実施要領を定める。

2 役員と任務

次の役員をおき、以下の任務にあたる。

2.1 会長

会務を総括し、大規模災害発生時には、災害対策本部の副本部長となり、役員及び隊員に対して、応急活動に必要な指示をする。

2.2 副会長

会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

2.3 隊長

各丁目の地区長が務め、各丁目の防災活動を指揮総括する。

2.4 副隊長

隊長が指名する。隊長を補佐し、隊長事故あるときはその職務を代行する。

2.5 顧問

自治会会長が務める。地震等の大規模災害発生時には、災害対策本部長となり全役員の指揮をとる。

3 委員と任務

各丁目機能班班長、副班長、指導員及びオブザーバーを防災委員とする。

委員は防災計画にもとづき、防災訓練・活動を推進する。

4 防災隊員

4.1 防災隊員は、各組から選出する。その人数は7世帯までは1名、8～14世帯は2名、15世帯以上は3名とする。

4.2 事情のある者は各組の判断で防災隊員となることを免除することができる。この場合は防災隊員選出の人数は4.1項による。

4.3 80歳以上および健康上の事由などにより世帯全員が防災会の活動が困難である時は、防災隊長に「免除願」を提出し、受理された場合は4.1項の防災隊員選出の世帯数を減ずる。

5 会議

5.1 防災会総会は防災隊員及び役員を以って構成し、毎年1回開催する。ただし、必要ある場合は臨時に開催することができる。必要に応じ自治会会計、事務局委員、その他アドバイザーを出席させる。

5.2 防災委員会は防災役員及び防災委員(各丁目機能班班長、副班長、指導員及びオブザーバー)を以って構成し、会長が招集する。必要に応じ自治会会計、

事務局委員を出席させる。

- 5.3 防災委員会は審議が必要な案件が生じたときに招集する。
- 5.4 防災役員会は必要が生じた時に随時、会長が招集する。必要に応じ自治会会計、事務局委員、その他の関係者を出席させる。

6 防災計画

- 6.1 新年度の防災組織の編成及び任務分担(役員名簿、各防災隊の防災隊員名簿、各班の構成、隊長・副隊長・班長・副班長)は2月中旬、防災訓練日程、連絡網は3月中旬をめどに確立する。
- 6.2 防災訓練については各防災隊ごとに班別の防災訓練内容を計画する。その際、訓練が集中しないように防災隊間で日程の調整を行なう。
- 6.3 国・県・市による防災訓練の前に、防災訓練の内容・詳細な行動手準を計画する。
- 6.4 いざという時のために、手順や行動基準を定めたマニュアルを整備し、常にアップデートする。
- 6.5 防災備品の購入、管理およびメンテナンスの計画を作成する。
- 6.6 防災に関する知識・情報の収集を行ない、回覧などの手段で会員に周知し、普及に努める。

7 班の編成

- 7.1 各丁目防災隊は複数の機能活動班を編成し、班長1名・副班長1名を置く。
- 7.2 防災会には災害対策本部を置き、各丁目から選出された本部隊員により機能活動班を編成し、各機能活動班に班長1名を置く。
- 7.3 防災隊長は防災隊員の年齢や身体能力に応じ、無理のない人員構成になるように配慮する。

8 その他

- 8.1 防災会総会以前に、旧防災役員と新防災役員の間で引き継ぎを行なう。
- 8.2 防災隊長は以下の物を引き継ぐ。
 - ① 防災倉庫キー
 - ② 街灯・消火器配置図
 - ③ 防災倉庫収納品及びリスト表
 - ④ 防災訓練計画書・実施報告書、訓練方法、マニュアルなど
 - ⑤ トランシーバー
 - ⑥ ヘルメット
 - ⑦ 防災用ベスト
 - ⑧ 防災地図
 - ⑨ その他の必要事項
- 8.3 副隊長・機能班班長は必要に応じ必要事項を引き継ぐ。

9 防災倉庫の管理

9.1 防災関係の倉庫について、管理責任者を以下のように定める。

倉庫管理責任者一覧表

倉庫名	管理責任者	所在地	備考
1号倉庫	防災会長	中央公園	災害対策本部用
5号倉庫	防災副会長	中央公園	災害対策本部用
6号倉庫	自治会長	中央公園	自治会備品
6号横自作倉庫	防災会長	中央公園	災害対策本部用
会館横倉庫	自治会長	葛ヶ丘会館	自治会備品
会館本部倉庫	防災会長	葛ヶ丘会館	災害対策本部用
会館裏自作倉庫	会計	葛ヶ丘会館	鉄パイプ、梁角材
1丁目防災倉庫	1丁目防災隊長	自然公園横	1丁目防災備品
2丁目2号 防災倉庫	2丁目防災隊長	中央公園	2丁目防災備品
2丁目3号 防災倉庫		中央公園	
2丁目4号 防災倉庫		葛ヶ丘会館	
2丁目東公園 防災倉庫		東公園	
3丁目防災倉庫	3丁目防災隊長	3丁目広場	3丁目防災備品

10 付 則

10.1 この要領書は、防災役員会の承認を得て改正することができる。

10.2 この要領書は、平成27年 6月 1日から実施する。

10.3 この要領書は、平成29年 2月 5日から一部改正実施する。